



用地

主要な業務

用地補償

●用地補償事務

事業用地の取得、建物等の補償、登記等を行っています。

①事業・用地説明会

土地所有者や関係住民の方に事業の目的や概要、用地補償などについて説明します。

②用地測量・物件等の調査

関係者の皆様に土地の境界や事業に必要な土地の範囲を確認していただくとともに、建物等の補償物件の調査などを行います。

③補償金額の算定

買い取りをさせていただく土地の代金や建物などの補償金額の算定を行います。

④補償内容の説明及び協議

補償の内容を説明させていただき、補償金額の提示を行います。

⑤契約締結

補償の内容や金額に了解いただくと契約を締結します。

⑥建物等の移転・土地登記・受け渡し

土地の所有権移転登記を行うとともに、建物等を移転していただき、土地の引き渡しを受けます。

⑦補償金の支払い

土地の引渡しが行われた後に土地代金・補償金を支払います。

●代替地の登録

用地関係者に対する代替地の登録を受け付けています。

土地利用

●徳島県土地利用計画

県土利用の配分や利用の方向性を定めています。

●地価調査の実施

毎年1回基準地価格を調査し、その結果を公表しています。

●開発行為の適正な執行

【都市計画法の市街化区域：5,000㎡以上、その他の区域：10,000㎡以上】

上記土地に係る開発行為については、協議を義務づけています。

●土地取引の届出

【都市計画法の市街化区域：2,000㎡以上、市街化区域を除く都市計画区域：5,000㎡以上、都市計画区域以外の区域：10,000㎡以上】

上記面積に係る土地の売買等については、届出が義務づけられています。